

## 建築基準法第43条第2項第2号に関する許可基準

建築基準法（以下「法」という。）第43条第2項第2号の規定に基づく許可について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないものの判断について下記の事項を定め、適正な法の運用並びに行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るものとする。

### 記

（敷地と空地等の関係の基準）

第1 敷地と空地等の関係の基準は、建築基準法施行規則第10条の3第4項で定める次の各号のいずれかに適合するものであること。

- （1） その敷地の周囲に公園、緑地、広場等広い空地を有する建築物であること。
- （2） その敷地が農道その他これに類する公共の用に供する道（幅員4メートル以上のものに限る。）に2メートル以上接する建築物であること。
- （3） その敷地が、その建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、避難及び通行の安全等の目的を達するために十分な幅員を有する通路であって、道路に通ずるものに有効に接する建築物であること。

（許可基準の判断）

第2 交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないとは、建築物及びその敷地が、次に掲げる状態により道路（法第42条に規定される道路をいう。以下同じ。）に直接接しているものとして判断するものとする。

- （1） 交通上支障がないとは、空地、道又は通路が建築に伴い発生する歩行者、自転車及び自動車交通に対応できる状態であるもの
- （2） 安全上支障がないとは、火災等の災害時、非常時に支障なく安全に避難できる状態であるもの
- （3） 防火上支障がないとは、火災時の延焼防止、消火活動上の配慮がなされている状態であるもの
- （4） 衛生上支障がないとは、日照、採光等の配慮がなされている状態であるもの
- （5） 空地、道又は通路を道路と読み替えて建築基準関係規定に適合するものであること。

（許可条件の付加）

第3 法第92条の2の規定に基づき、許可の対象となる建築物、建築物の敷地及び空地、道又は通路等の内容に応じて必要な条件を付すこととする。

（提案基準等）

第4 建築審査会に諮問するにあたり、公正かつ迅速な事務処理を図るため、この基準に定めるところに従い、提案基準及び一括同意基準を別に定める。